

設置場所、条件等一覧表

グループ	物件番号	財産名称	所在地	種別	設置場所	配置図	貸付面積	台数	特記事項・条件	設置事業者数
A	1	埼玉県庁本庁舎	さいたま市浦和区 高砂3丁目15番1号	缶・ペットボトル (狭山茶製品のみ)	本庁舎 1階通路東側	配置図1	1.90m×1.10m 2.09㎡	1台	・低位置ボタン設置自販機とする。 ・販売商品は狭山茶を使用した製品のみとする。	1者
B	2	埼玉県庁第二庁舎	さいたま市浦和区 高砂3丁目15番1号	缶・ペットボトル	第二庁舎 10階通路	配置図2	1.90m×1.10m 2.09㎡	1台	・低位置ボタン設置かつ電子マネー決済対応自販機とする（対応電子マネーの数、種別は問わない）。	1者
	3	埼玉県庁第二庁舎	さいたま市浦和区 高砂3丁目15番1号	缶・ペットボトル	第二庁舎 5階通路	配置図3	1.90m×1.10m 2.09㎡	1台	・低位置ボタン設置かつ電子マネー決済対応自販機とする（対応電子マネーの数、種別は問わない）。 ・設置場所は警察本部エリア内である。	1者
C	4	埼玉県庁第二庁舎	さいたま市浦和区 高砂3丁目15番1号	カップ飲料	第二庁舎 8階通路	配置図4	1.90mx1.10m 2.09㎡	1台	・低位置ボタン設置自販機とする。 ・オートキャッパー機能を有するものとする。 ・設置場所は警察本部エリア内である。 ・設置場所に給水設備はない。	1者
D	5	埼玉県庁第二庁舎	さいたま市浦和区 高砂3丁目15番1号	カップ飲料	第二庁舎 3階通路	配置図5	1.90m×1.10m 2.09㎡	1台	・低位置ボタン設置かつ電子マネー決済対応自販機とする（対応電子マネーの数、種別は問わない）。 ・オートキャッパー機能を有するものとする。 ・設置場所に給水設備はない。	1者
							計	5台		